Kumagaya City

第２次熊谷市総合振興計画

資　料　編



Index　目　次

資料編

1　財政フレーム……156

2　成果指標算出方法……157

3　策定体制……161

4　策定経過……162

5　総合振興計画審議会……163

熊谷市総合振興計画審議会条例……163

総合振興計画審議会名簿……164

諮問書……165

答申書……165

6　総合戦略有識者会議名簿……167

7　総合振興計画策定委員会……168

熊谷市総合振興計画策定委員会規程……168

総合振興計画策定委員会名簿……169

8　議案……171

9　自治基本条例……172

10　各分野計画一覧……176

資料編

1　財政フレーム

（単位:百万円）

区分		平成29年度		前期計画額（平成30～34年度）		後期計画額（平成35～39年度）		全体計画額（平成30～39年度）	
		当初予算額	構成比	計画額	構成比	計画額	構成比	計画額	構成比
歳入	自主財源	36,854	57.3%	169,846	53.6%	170,380	52.0%	340,226	52.8%
	市税	29,430	45.8%	144,083	45.5%	140,951	43.0%	285,034	44.2%
	その他	7,424	11.5%	25,763	8.1%	29,429	9.0%	55,192	8.6%
	依存財源	27,446	42.7%	146,773	46.4%	157,272	48.0%	304,045	47.2%
	国県支出金	14,064	21.9%	73,077	23.1%	80,899	24.7%	153,976	23.9%
	市債	4,530	7.0%	20,000	6.3%	20,000	6.1%	40,000	6.2%
	地方譲与税等	8,852	13.8%	53,696	17.0%	56,373	17.2%	110,069	17.1%
	計	64,300	100.0%	316,619	100.0%	327,652	100.0%	644,271	100.0%
歳出	消費的経費	42,956	66.8%	210,296	66.4%	221,524	67.6%	431,820	67.0%
	人件費	12,148	18.9%	55,018	17.4%	54,680	16.7%	109,698	17.0%
	物件費	8,511	13.2%	38,098	12.0%	38,098	11.6%	76,196	11.8%
	扶助費	16,798	26.1%	89,493	28.3%	101,597	31.0%	191,090	29.7%
	その他	5,499	8.6%	27,687	8.7%	27,149	8.3%	54,836	8.5%
	投資的経費	4,785	7.4%	25,000	7.9%	25,000	7.6%	50,000	7.8%
	普通建設事業費	4,785	7.4%	25,000	7.9%	25,000	7.6%	50,000	7.8%
	災害復旧事業費	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	その他経費	16,559	25.8%	81,323	25.7%	81,128	24.8%	162,451	25.2%
	公債費	4,761	7.4%	22,422	7.1%	22,275	6.8%	44,697	6.9%
	積立金	123	0.2%	4,685	1.5%	156	0.1%	4,841	0.7%
	繰出金	10,471	16.3%	48,843	15.4%	53,324	16.3%	102,167	15.9%
	その他	1,104	1.7%	5,373	1.7%	5,373	1.6%	10,746	1.7%
	予備費	100	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	計	64,300	100.0%	316,619	100.0%	327,652	100.0%	644,271	100.0%

2　成果指標算出方法

No	成果指標	算出方法
	政策1　スポーツ・観光を通じて魅力を発信するまち	
1	スポーツ活動を「実践」している市民の割合	スポーツ活動を「実践」していると答えた人数／アンケート回答総数×100
2	観光協会、民間団体・企業、市民等が支援する大規模大会の数	大会主催者等からの情報提供による数値
3	観光入込客数	観光入込客統計調査での市内外から観光に訪れた年間人数（暦年）
	政策2　健康で安全・安心に暮らせるまち	
4	防災行政無線（固定系）の受信所数	市内に設置されている防災行政無線の受信所の数
5	防災メールの登録者数	防災無線情報メール配信サービス登録者の数
6	自主防災組織率	自主防災組織に加入している世帯数／総世帯数×100
7	自主防災組織訓練実施数	自主防災組織が行う防災訓練の実施件数（年度）
8	「メルくま」防犯・交通安全情報登録者数	「メルくま」防犯・交通安全情報登録者の数
9	犯罪認知件数	刑法犯罪の発生が認知された件数(暦年)　提供:熊谷警察署
10	消費生活相談件数	市の消費生活センターで受けた相談件数（年度）
11	消費生活講座参加者数	市が行っている消費生活講座に参加した人数（年度）
12	交通人身事故発生件数	交通事故のうち人身事故の発生件数（暦年）　提供:熊谷警察署
13	健康であると思っている市民の割合	自分自身が健康であると答えた人数／アンケート回答総数×100
14	特定健康診査の受診率	特定健診の受診者数（市実施分）/特定健診の対象者数×100（年度）
15	健康づくり関連事業の参加者数	市が実施している健康づくり講演会等を受講した人数（年度）
16	県内の熱中症救急搬送者数における市の割合	市の熱中症救急搬送者数／県の熱中症救急搬送者数×100（消防本部警防課により把握する数）
17	休日・夜間急患診療所の診療日数	年間の診療日数
18	救急医療輪番制の病院数（熊谷・深谷地区）	熊谷・深谷地区における二次救急医療に対する輪番制参加病院の数
19	小児救急医療輪番制病院の診療日数（熊谷・深谷、児玉地区）	年間の「診療日数」の合計数（平日を含めた夜間）
20	住宅火災による死者数	放火自殺者等を除く住宅火災による死者数
21	応急手当実施率（バイスタンダーCPR※） ※救急現場に居合わせた人による心肺蘇生法	心肺蘇生が必要な救急現場で、居合わせた人が心肺蘇生法を実施した割合
	政策3　人にやさしい思いやりのあるまち	
22	地域子育て支援拠点 年間利用者数	各地域子育て支援拠点からの報告に基づく年間利用者数
23	待機児童数　保育所（園）等	保育所（園）等の待機児童数（各年度4月1日現在）

	政策3　人にやさしい思いやりのあるまち	
24	待機児童数　放課後児童クラブ	放課後児童クラブの待機児童数(各年度4月1日現在)
25	認知症サポーター養成数	認知症サポーター養成講座の参加者数
26	ニャオざね元気体操(住民主体の通いの場)実施会場数	ご近所型介護予防(住民主体の通いの場)を実施している会場数
27	就労系事業所の利用者数(就労移行支援・就労継続支援)	就労移行支援・就労継続支援を利用した人の数(累計)
28	共同生活援助の利用者数(グループホーム)	共同生活援助を利用した人の数(累計)
29	民生委員等による見守り実施件数	「民生委員による単身高齢者等への見守り訪問件数」及び「あんしんコールによる見守り件数」
30	生活困窮者自立相談支援件数	生活困窮者自立支援事業・相談支援件数
	政策4　環境にやさしく自然が豊かなまち	
31	環境講座の受講者数	環境教育講座、環境施設見学会、自然・水辺観察会に参加した人数(年度)
32	ムサシトミヨの生息数(おおむね5年ごとに行う個体数調査の数値)	元荒川に生息しているムサシトミヨの推定個体数
33	ホタル保護重点区域内のホタル確認数	ホタル保護重点区域内のホタル確認数(毎年6月に実施するホタル保護重点区域発生数調査による)
34	公害防止協定の締結数	事業者との公害防止協定の締結数
35	公害苦情の年度内解決率	公害苦情の処理件数(年度内)／公害苦情の受理件数(年度内)×100
36	合併処理浄化槽の法定検査実施率	浄化槽法第11条検査実施基数／浄化槽法第11条検査対象合併処理浄化槽基数×100
37	市民一人一日当たりのごみ(一般廃棄物)排出量	ごみの年間総排出量(生活系ごみ収集量等+事業系ごみ収集量等+集団回収量)／行政人口／365
38	ごみの資源化率	(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)／(ごみの総処理量+集団回収量)×100
39	市有施設のCO_2の削減率	(基準年度の市有施設の年間CO_2排出量−市有施設の年間CO_2排出量)／基準年度の市有施設の年間CO_2排出量×100(基準年度は平成28年度)
40	新エネ・省エネ等設備設置世帯数(市の補助制度を利用したもの)	新エネ・省エネ等設備設置に市補助制度を利用した数
	政策5　人が集い活力ある産業が育つまち	
41	農地中間管理事業による担い手への転貸面積	農地中間管理事業による農地転貸面積
42	多面的機能支援事業の活動対象面積	多面的機能支援事業による活動対象面積
43	ものつくり熊谷組織率	ものつくり熊谷の会員数／熊谷商工会議所及びくまがや市商工会の工業系会員数×100
44	製造品出荷額等	工業統計調査による本市の「製造品出荷額等」の金額
45	中小企業融資件数	市の融資制度の融資件数
46	新規奨励金指定事業所数	熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例に基づく新規指定事業所数(1年当たり)
47	労働セミナー参加者数	労働セミナーの参加者数
48	新製品等開発事業補助金の対象となった件数	熊谷市産学連携による新製品開発事業補助金交付件数

政策6　快適で暮らしやすいまち		
49	ユニバーサルデザインのまちづくりが進んでいると思う市民の割合	ユニバーサルデザインによるまちづくりが進んでいると思うと答えた人数／アンケート回答総数×100
50	土地区画整理事業による土地利用開始面積	使用収益開始面積（土地区画整理事業による道路や上下水道の整備が終了し、利用できるようになった宅地等の面積）
51	中心市街地の歩行者・自転車通行量	歩行者・自転車通行量調査
52	熊谷市の景観を美しいと思う市民の割合	熊谷市の景観が美しいと思うと答えた人数／アンケート回答総数×100
53	生活道路満足度	生活道路に満足していると答えた人数／アンケート回答総数×100
54	幹線道路の整備延長	計画期間中に新たに整備した幹線道路の延長距離数（累積）
55	公共交通に満足している市民の割合	鉄道や路線バスなど公共交通に満足していると答えた人数／アンケート回答総数×100
56	公園に親しみを感じる市民の割合	公園に親しみを感じていると答えた人数／アンケート回答総数×100
57	公園サポーター制度を導入している割合	公園サポーター制度を導入している公園等の数／公園等（街区、近隣、児童等）の総数×100
58	水道水に満足している市民の割合	水道水に満足していると答えた人数／アンケート回答総数×100
59	水道水の有収率	年間総有収水量/年間総配水量×100
60	下水道の整備面積	整備（供用開始）した面積の累計
政策7　地域に根ざした教育・文化のまち		
61	全国学力・学習状況調査（国語・算数・数学）の県の平均正答率を100%とした場合の本市の率	各教科の熊谷市平均正答率の和／各教科の県平均正答率の和×100
62	「熊谷の子どもたちは、これができます!『4つの実践』と『3減運動』」における「朝ごはんをしっかり食べる」の達成率	朝食を毎日食べると答えた児童生徒の数／アンケート回答総数×100
63	新体力テストで県平均を上回る項目の割合	市が県を上回っている項目数／すべての項目数×100
64	校舎大規模改修率（棟数）	校舎大規模改修済棟数/小中学校全棟数（小島小中学校除く）×100
65	校舎内トイレ整備（洋式化等）率（校数）	校舎内トイレ整備済学校数/小中学校全校数（小島小中学校除く）×100
66	公民館で開設する講座、教室の開設数	公民館で開設する講座、教室の開設件数（年度）
67	公民館の市民一人当たりの利用回数	公民館の利用人数を市総人口で除した数値（年度）
68	図書館の貸出冊数	図書館での図書貸出冊数（年度）
69	くまぴあ利用者数	スポーツ・文化村利用者数（年度）
70	文化芸術活動に親しむ市民の数	熊谷市文化祭、熊谷市美術展、熊谷市美術家協会会員作品展、熊谷市民音楽祭及び熊谷市文化振興財団自主事業に参加した人数（年度）
71	文化財施設の見学者数	星渓園利用者、江南文化財センター入館者及び聖天堂見学者の合計人数
72	学校運営協議会設置校（コミュニティ・スクール）の割合	学校運営協議会を設置している小学校・中学校数
73	放課後子供教室の実施回数	放課後子供教室の実施回数（年度）

政策8　市民と行政が協働して創る満足度の高いまち		
74	市民活動団体の支援センター登録数	市民活動支援センターに登録している市民活動団体の数
75	市民活動保険登録団体数	熊谷市市民活動保険取扱要綱による市民活動保険に登録している活動団体等の数
76	平和展の入場者数	市が開催している平和展へ入場した人の数(年度)
77	熊谷空襲の認知度	昭和20年の終戦前夜に熊谷空襲があったことを知っていると答えた人数／アンケート回答総数×100
78	人権意識が向上していると思う市民の割合	普段の生活の中で人権意識が向上していると思うと答えた人数／アンケート回答総数×100
79	審議会等への女性の登用率	女性委員数／全委員数×100 (調査対象:行政委員会と法律・条例設置の附属機関)
80	「男女共同参画社会」という言葉の周知度	「男女共同参画社会」という言葉を知っていると答えた人数／アンケート回答総数×100
81	通訳等ボランティア登録者数	熊谷市国際交流協会に登録されている通訳翻訳者、日本語ボランティア、ホームステイ受入れ家庭の数
82	国際交流事業への参加者数	熊谷市国際交流協会が実施している事業へ参加した人数
83	市税の納税率(現年及び過年度分)	市税の徴収額／市税の調定額×100
84	将来負担比率	市債残高などの将来負担額／標準的な一般財源の額(財政健全化法に基づく指標)
85	民間委託化率	民間に委託(一部又は全部)している事務事業／全事務事業×100
86	「市報くまがや」に満足している市民の割合	「市報くまがや」の読みやすさや分かりやすさに満足していると答えた人数／アンケート回答総数×100
87	市ホームページのアクセス数(月間)	市ホームページにアクセスした回数(月間)
88	公共施設の延床面積	建築物及び工作物の延床面積の合計値(一部事務組合等の施設の負担割合相当面積も含む)
89	インフラの維持管理コスト	道路・橋梁、上下水道施設、農業集落排水施設及び準用河川の維持管理コストの合計値

3　策定体制


第2次総合振興計画
平成30年度スタート
市議会
計画案
意見公募手続
総合
振興計画
審議会
諮問・答申
市　長
Kumagaya City
計画素案
市民
総合戦略有識者会議
1.市民意識調査アンケート
2.子育て世代アンケート
3.中学生ワークショップ
4.自治会連合会
5.ハートフル・ミーティング
検討・調整
行政
策定委員会
（副市長及び各部長）
専門部会
●部単位組織
総合政策部会、総務部会、市民部会等
●横断組織
土地利用計画部会、行財政計画部会

4　策定経過

総合振興計画審議会

	日付	内容
第1回	平成28年7月15日	(1)第2次総合振興計画の策定方針及び策定体制について
第2回	平成29年8月9日	(1)熊谷市総合振興計画について(諮問) (2)第2次総合振興計画(素案)について
第3回	平成29年8月22日	(1)第2次総合振興計画(素案)について (2)策定スケジュールについて
第4回	平成29年10月31日	(1)第2次総合振興計画(案)について (2)策定スケジュールについて

総合戦略有識者会議

	日付	内容
第1回	平成29年2月20日	(1)第2次総合振興計画の考え方について
第2回	平成29年6月26日	(1)第2次総合振興計画の考え方について

総合振興計画策定委員会

	日付	内容
第1回	平成28年6月28日	(1)第2次総合振興計画の策定方針について
第2回	平成28年11月15日	(1)進捗状況報告及び今後の予定について (2)専門部会の立ち上げについて (3)施策進捗状況調査の実施について
第3回	平成29年1月17日	(1)第2次総合振興計画の政策について (2)専門部会スケジュール及び検討内容について
第4回	平成29年3月28日	(1)第2次総合振興計画(素案)について
第5回	平成29年7月11日	(1)第2次総合振興計画序及び基本構想(素案)について (2)第2次総合振興計画前期基本計画(素案)について (3)今後のスケジュールについて
第6回	平成29年8月1日	(1)第2次総合振興計画序(素案)について (2)第2次総合振興計画基本構想(素案)について (3)第2次総合振興計画前期基本計画(素案)について (4)第2次総合振興計画将来都市像(素案)について (5)今後のスケジュールについて
第7回	平成29年11月7日	(1)第2次総合振興計画(案)について (2)今後のスケジュールについて

5　総合振興計画審議会

熊谷市総合振興計画審議会条例

平成18年3月23日
条例第29号

（設置）

第1条　総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想等を策定するため、熊谷市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条　審議会は、市長の諮問に応じ、総合振興計画に関する必要な事項について調査審議し、答申する。

（組織）

第3条　審議会は、委員15人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）　市議会議員

（2）　知識経験を有する者

（委員の任期）

第4条　委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条　審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

第7条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

総合振興計画審議会名簿

	氏名	選出団体	職名	備考
第1号	須永　宣延	熊谷市議会	議長	
	松本　貢市郎	熊谷市議会	議長	平成29年6月2日まで
	黒澤　三千夫	熊谷市議会	副議長	
	野澤　久夫	熊谷市議会	副議長	平成29年6月2日まで
第2号	本塚　雄一郎	熊谷市教育委員会	委員	
	松本　丈	熊谷市農業委員会	会長	
	八木原　敏夫	熊谷市農業委員会	会長	平成29年2月19日まで
	藤間　憲一	熊谷商工会議所	会頭	
	青木　大	くまがや市商工会	会長	
	大久保　照夫	くまがや市商工会	会長	平成29年2月19日まで
	吉田　公一	くまがや農業協同組合	代表理事組合長	
	笠原　貞男	くまがや農業協同組合	代表理事組合長	平成29年2月19日まで
	長又　則之	(一社)熊谷市医師会	会長	
	松永　勲	熊谷市自治会連合会	副会長	
	福嶋　良三	(社福)熊谷市社会福祉協議会	副会長	
	金子　貞雄	熊谷市文化連合	会長	
	矢野　美登里	熊谷市文化連合	副会長	平成29年2月19日まで
	宇野　悦朗	(公財)熊谷市体育協会	常務理事	
	原口　昌倫	(公財)熊谷市体育協会	副会長	平成29年2月19日まで
	岡田　博美	くまがや共同参画を進める会	理事長	
	青木　真佐子	くまがや共同参画を進める会	副会長	平成29年2月19日まで
	藤間　太郎	(公社)熊谷青年会議所	理事長	
	植原　通之	(公社)熊谷青年会議所	理事長	平成29年2月19日まで
	関口　恒雄	「連合埼玉」熊谷・深谷・寄居地域協議会	議長	
	矢嶋　隆男	「連合埼玉」熊谷・深谷・寄居地域協議会	副議長	平成29年2月19日まで

諮問書

熊企発第135号
平成29年8月9日

熊谷市総合振興計画審議会
会長　須永　宣延　様

熊谷市長　富　岡　　清

熊谷市総合振興計画について（諮問）

熊谷市総合振興計画審議会条例（平成18年条例第29号）第2条の規定に基づき、熊谷市総合振興計画基本構想及び熊谷市総合振興計画前期基本計画の策定を貴審議会に諮問します。

答申書

平成29年11月10日

熊谷市長　富　岡　　清　　様

熊谷市総合振興計画審議会
会　長　　須　永　宣　延

第2次熊谷市総合振興計画について（答申）

平成29年8月9日付け熊企発第135号で諮問のあった、熊谷市総合振興計画基本構想及び熊谷市総合振興計画前期基本計画について、別紙のとおり答申します。

答申書別紙

本審議会は、平成29年8月9日に市長から「熊谷市総合振興計画基本構想及び熊谷市総合振興計画前期基本計画について審議されたい」旨の諮問を受けました。

本構想及び計画は、合併後の市民の融和を図り、新市の均衡ある発展と速やかな一体性の確立を目指した前計画を引き継ぎながら、今後の10年間のまちづくりの指針となる重要なものであり、本審議会で慎重なる審議を重ねてきました。

昨今の本市をとりまく状況としては、人口減少問題、産業の活性化、暑さ対策をはじめとした環境問題、防災対策をはじめとした安全・安心な暮らしへの対応など様々な課題を抱えています。

このような状況を踏まえて審議をした結果、本構想及び計画は全般として適当であるとの結論に達しましたので、下記の意見を付し、答申します。

記

1　基本構想

⑴ 土地利用構想

①今後のまちづくりの可能性を最大限に生かせるように、エリアごとの特性を踏まえた構想を推進されたい。

2　基本計画

⑴ 政策1　スポーツ・観光を通じて魅力を発信するまち

①高齢者も多様なスポーツに親しめるよう、生涯スポーツの推進に努められたい。

②大規模スポーツイベント終了後にも、イベント効果が持続できるようソフト・ハード両面での環境整備に努められたい。

⑵ 政策2　健康で安全・安心に暮らせるまち

①防犯体制を整え、犯罪の抑制を図られたい。

②周産期医療の充実により、子育て支援に努められたい。

⑶ 政策3　人にやさしい思いやりのあるまち

①社会情勢の変化が著しくなる中、地域における助け合い、支え合いを促進されたい。

⑷ 政策4　環境にやさしく自然が豊かなまち

①3Rの推進とともに、更なるごみの減量と再資源化を促進されたい。

⑸ 政策5　人が集い活力ある産業が育つまち

①現状の調査・分析を掘り下げ、中小企業の活性化に努められたい。

⑹ 政策6　快適で暮らしやすいまち

①ラグビーワールドカップ2019開催に向けて、交通インフラの整備を推進し、市民の利便性の向上を図られたい。

⑺ 政策7　地域に根ざした教育・文化のまち

①文化芸術活動の更なる推進に努められたい。

②社会人への教育の機会を創出し、人づくり改革を推進されたい。

⑻ 政策8　市民と行政が協働して創る満足度の高いまち

①アセットマネジメントの取組に当たっては、統廃合による施設の活用策を検討するなど、長期的な視野のもと推進されたい。

6　総合戦略有識者会議名簿

氏名	選出団体	職名	備考
嶋野　正史	熊谷市	副市長	
藤間　憲一	熊谷商工会議所	会頭	
青木　大	くまがや市商工会	会長	
吉田　公一	くまがや農業協同組合	代表理事組合長	
笠原　貞男	くまがや農業協同組合	代表理事組合長	平成29年6月25日まで
藤間　太郎	(公社)熊谷青年会議所	理事長	
大竹　智	立正大学社会福祉学部	教授	
竹本　政弘	埼玉県高等学校熊谷ブロック校長会	熊谷農業高等学校長	
小林　和代	NPO法人子育てネットくまがや	くまっぺ広場第2	
髙田　綾	熊谷市私立保育園長会	ことぶきイーサイト保育園長	
大谷　光代	熊谷市私立保育園長会	第三なでしこ保育園長	平成29年6月25日まで
田中　哲夫	熊谷市私立幼稚園協会	若竹幼稚園理事長	
長又　則之	(一社)熊谷市医師会	会長	
長嶋　貴宏	熊谷市PTA連合会	幹事	
飯野　哲義	熊谷公共職業安定所	所長	
近藤　博	熊谷公共職業安定所	所長	平成29年6月25日まで
町田　克則	「連合埼玉」熊谷・深谷・寄居地域協議会	副議長	
広瀬　克之	埼玉りそな銀行	熊谷支店長	
新　　哲哉	埼玉縣信用金庫	理事営業部長	
井上　義夫	埼玉縣信用金庫	営業企画部執行役員部長	平成29年6月25日まで
飯田　武	熊谷商工信用組合	専務理事	
金子　浩之	武蔵野銀行	熊谷支店長	
戎井　桂三	公募委員		
秋元　留美子	公募委員		

7　総合振興計画策定委員会

熊谷市総合振興計画策定委員会規程

平成18年3月31日
訓令第5号

（設置）
第1条　総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想等を策定するため、熊谷市総合振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（所掌事務）
第2条　委員会は、次に掲げる事務を行う。
（1）　総合振興計画に関する調査及び研究
（2）　総合振興計画素案の策定
（3）　その他総合振興計画に関する必要な事項
（組織）
第3条　委員会に委員長、副委員長及び委員若干人を置く。
2　委員長は、副市長の職にある者を、副委員長は、総合政策部長の職にある者をもって充てる。
3　委員は、市の職員のうちから市長が任命する。
（委員長及び副委員長）
第4条　委員長は、委員会の会務を総理する。
2　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
（会議）
第5条　委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長は、その議長となる。
2　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
（専門部会）
第6条　委員会に必要があるときは、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。
2　部会に部会長及び部会員若干人を置く。
3　部会長及び部会員は、市の職員のうちから市長が任命する。
4　部会の会務は、部会長が総理する。
（庶務）
第7条　委員会の庶務は、総合政策部企画課において処理する。
（委任）
第8条　この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（平成19年3月30日訓令第35号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

総合振興計画策定委員会名簿

委員長	副市長
副委員長	総合政策部長
委員	市長公室長
委員	危機管理監
委員	総務部長
委員	市民部長
委員	福祉部長
委員	環境部長
委員	産業振興部長
委員	都市整備部長
委員	建設部長
委員	大里行政センター所長
委員	妻沼行政センター所長
委員	江南行政センター所長
委員	契約室長
委員	会計管理者
委員	消防長
委員	水道部長
委員	議会事務局長
委員	教育次長
委員	選挙管理委員会事務局長
委員	監査委員事務局長
委員	農業委員会事務局長

総合振興計画策定委員会専門部会名簿

総合政策部会	
部会長	総合政策部長
	契約室長
	出納室長
	選挙管理委員会事務局長
	監査委員事務局長
	秘書課長
	政策調査課長
	企画課長
	行政改革推進室長
	財政課長
	人権政策課長
	情報政策課長
	広報広聴課長
	スポーツ観光課長
	ラグビーワールドカップ2019推進室長

総務部会	
部会長	総務部長
	議会事務局長
	大里行政センター所長
	妻沼行政センター所長
	江南行政センター所長
	庶務課長
	職員課長
	市民税課長
	資産税課長
	納税課長

市民部会	
部会長	市民部長
	危機管理監
	市民活動推進課長
	市民課長
	保険年金課長
	安心安全課長
	男女共同参画室長
	健康づくり課長

福祉部会	
部会長	福祉部長
	生活福祉課長
	長寿いきがい課長
	障害福祉課長
	こども課長
	保育課長

環境部会	
部会長	環境部長
	環境政策課長
	環境推進課長
	環境美化センター所長

産業振興部会	
部会長	産業振興部長
	農業委員会事務局長
	妻沼行政センター所長
	商工業振興課長
	農業振興課長
	農地整備課長

都市整備部会	
部会長	都市整備部長
	都市計画課長
	開発審査課長
	建築審査課長
	公園緑地課長
	土地区画整理西部事務所長
	土地区画整理中央事務所長

建設部会	
部会長	建設部長
	管理課長
	道路課長
	維持課長
	河川課長
	下水道課長
	営繕課長

消防部会	
部会長	消防長
	消防次長
	消防総務課長
	予防課長
	警防課長
	指令課長
	熊谷消防署長

水道部会	
部会長	水道部長
	営業課長
	工務課長

教育部会	
部会長	教育次長
	教育総務課長
	学校教育課長
	社会教育課長

（横断的専門部会）

土地利用計画部会	
部会長	都市計画課長
まちづくり班	
班長	都市計画課長
	農業委員会事務局長
	政策調査課長
	企画課長
	行政改革推進室長
	資産税課長
	商工業振興課長
	スポーツ観光課長
	農業振興課長
	農地整備課長
	開発審査課長
	建築審査課長
都市インフラ班	
班長	道路課長
	政策調査課長
	企画課長
	都市計画課長
	管理課長
	維持課長
	河川課長
	下水道課長
	営業課長
	工務課長

行財政計画部会	
部会長	財政課長
	政策調査課長
	企画課長
	行政改革推進室長
	庶務課長
	職員課長
	市民税課長
	資産税課長
	納税課長
	保険年金課長
	教育総務課長

8　議案

議案第96号

熊谷市総合振興計画基本構想について

熊谷市自治基本条例（平成19年条例第30号）第15条の2第1項の規定により、熊谷市総合振興計画基本構想を別冊のとおり定めることについて、議決を求める。

平成29年12月1日提出

熊谷市長　富　岡　　清

提案説明

熊谷市総合振興計画基本構想を定めたいので、この案を提出するものであります。

9　自治基本条例

熊谷市自治基本条例

平成19年9月28日条例第30号
改正　平成29年6月26日条例第33号

目次

前文
第1章　総則（第1条・第2条）
第2章　基本原則（第3条―第5条）
第3章　市民の権利及び責務（第6条―第8条）
第4章　議会の責務（第9条・第10条）
第5章　市長及び職員の責務（第11条・第12条）
第6章　参加及び協働（第13条―第15条）
第7章　市政運営（第15条の2―第22条）
第8章　自治基本条例審議会の設置（第23条）
第9章　条例の位置付け等（第24条・第25条）
附則

私たちのまち熊谷市は、関東の母なる二大河川荒川と利根川を市域に抱えた初めての都市として誕生し、埼玉県北部において中心的な役割を担っています。

その大河の流れと悠久の歴史の中で、先人たちは豊かな大地の恵みを受けて、幾多の困難を乗り越えながら誇りある伝統と文化をはぐくんできました。

そして今、刻々と変化する現代にあって、未来を想（おも）い子どもたちの夢に希望を託すとき、私たち熊谷市民は、自由・平等・友愛・平和の精神を基本とし、進取の気概をもって魅力的な地域社会を築いていかなければなりません。

そのためには、自由には責任があり権利には義務が伴うことを自覚し、お互いの理解と尊重をもとに、役割を分担し協力し合うことが必要です。

よって、ここに市民を主体とした参加と協働による自治の実現を基本理念とした熊谷市自治基本条例を制定します。

第1章　総則

（目的）

第1条　この条例は、本市の自治の基本原則を定め、自治の推進に関する市民、議会及び行政の役割を明らかにすることにより、市民主体のまちづくりを推進し、もって豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とします。

（用語の定義）

第2条　この条例において使用する用語の意味は、次のとおりとします。

⑴　市民　市内に住み、若しくは市内で働き、学び、若しくは活動する人又は次号に規定する事業者をいいます。

⑵　事業者　市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む個人及

び団体をいいます。

⑶　まちづくり　住み良いまち及び豊かで活力ある地域社会をつくるための活動をいいます。

⑷　協働　まちづくりのために、市民及び市が、それぞれの役割及び責任の下で、課題の解決に向け共に考え、行動することをいいます。

⑸　コミュニティ　地域社会を形成する組織及び集団をいいます。

第2章　基本原則

（市民参加の原則）

第3条　まちづくりは、市民一人一人が主体となりこれを推進することとし、市は、市民に市政への参加の機会を保障することを原則とします。

（協働の原則）

第4条　市民及び市は、知恵を出し合い、協働によりまちづくりを進めることを原則とします。

（情報共有の原則）

第5条　市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有することを原則とします。

第3章　市民の権利及び責務

（市民の権利）

第6条　市民は、まちづくりの主体であり、市政に参加する権利を有します。

2　市民は、市政に関する情報を知ることができます。

（市民の責務）

第7条　市民は、主体的にまちづくりに参加するよう努めます。

2　市民は、自らの持つ知識及び能力をまちづくりにいかすよう努めます。

3　市民は、自ら考え行動するためにまちづくりについて学ぶよう努めます。

（事業者の責務）

第8条　事業者は、地域社会の一員として地域社会との調和を図り、まちづくりに貢献するよう努めます。

第4章　議会の責務

（議会の責務）

第9条　議会は、市政の監視や政策の立案に当たっては、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。

2　議会は、情報の公開を進め、開かれた議会運営に努めます。

（議員の責務）

第10条　議員は、積極的に市民の意向を把握し、市民全体のために職務を行うことにより、まちづくりに貢献するよう努めます。

2　議員は、議会及び議員活動に関する情報について、市民に説明するよう努めます。

第5章　市長及び職員の責務

（市長の責務）

第11条　市長は、この条例の基本原則にのっとり、誠実かつ公正に市政運営に当たります。

2　市長は、市政運営に当たっては、市民参加の機会を拡充し、市民の意見を適切に反映するよう努めます。

（職員の責務）
第12条　職員は、全体の奉仕者として、常に自己研鑽（さん）に努め、誠実かつ公正に職務を行います。
2　職員は、積極的にまちづくりの推進に当たります。

第6章　参加及び協働

（市民参加及び協働の推進）
第13条　市は、市民参加及び協働によるまちづくりの推進に努めるとともに、その体制を整備します。
2　市は、重要な施策の立案、実施及び評価の過程に市民が主体的に参画できるよう努めます。
3　市は、情報の提供、相談その他必要な措置を講じることにより、市民との連携を図ります。
（審議会等の委員の選任）
第14条　市は、審議会等の委員を選任するときは、その委員の一部を公募するよう努めるとともに、男女の均衡等委員の構成に配慮します。
（コミュニティ）
第15条　市民は、コミュニティの意義と必要性を理解し、自主的にコミュニティの活動に参加するよう努めます。
2　市は、活力ある地域社会を実現するためにコミュニティの育成を図り、その活動を支援します。

第7章　市政運営

（基本構想の策定等）
第15条の2　市長は、議会の議決を経て、市政運営の指針となる基本構想を定めます。
2　市長は、基本構想を変更し、又は廃止する場合も、議会の議決を経ることとします。
（情報の提供）
第16条　市は、市政に関する情報を市民に分かりやすい方法で適切に情報提供するよう努めます。
（個人情報の保護）
第17条　市は、市民の権利及び利益の保護を図るため、個人情報を適正に管理します。
（説明責任）
第18条　市は、重要な施策の立案、実施及び評価の過程について、市民に分かりやすく説明するよう努めます。
（応答責任）
第19条　市は、市民の提案、意見、苦情及び要望に対して速やかに、かつ、誠実に応答するよう努めます。
（意見公募手続）
第20条　市は、市民生活に関する重要な条例の制定及び計画の策定等に当たっては、意思決定前にその内容を公表し、市民に意見を求めるとともに、意見に対する考え方を公表します。
（都市経営）
第21条　市長は、行政組織の簡素化を推進するとともに、計画的かつ効率的な施策の展開により健全な財政運営に努めます。

2　市長は、市民の負担の適正化を図るよう努めます。

（行政評価）

第22条　市は、施策の成果目標を明確にするとともに、効率的かつ効果的な市政運営を行うために行政評価を実施し、その結果を公表します。

2　市は、行政評価の結果を検証し、施策に反映させるよう努めます。

第8章　自治基本条例審議会の設置

（自治基本条例審議会の設置）

第23条　この条例の適切な運用を図るため、熊谷市自治基本条例審議会を設置します。

2　熊谷市自治基本条例審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

第9章　条例の位置付け等

（条例の位置付け）

第24条　この条例は、本市の自治の基本を定めた条例であることから、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重し、これを誠実に遵守します。

（条例の見直し）

第25条　市長は、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じてこの条例を見直します。

附　則

この条例は、平成19年10月1日から施行します。

附　則（平成29年6月26日条例第33号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第15条の2の規定は、施行日以降に策定する基本構想について適用する。

10　各分野計画一覧

計画の名称	策定年度 (見直し予定年度)	計画の期間 (見直し後の計画期間)	計画の概要	所管
国民保護に関する熊谷市計画	平成18年度 平成22年度変更		武力攻撃事態等が発生した場合に、国・県及び関係機関等と連携し、迅速・的確に住民の避難や救援などを行うことができるよう定めた計画です。	危機管理室
熊谷市地域防災計画	平成19年度 平成27年度修正		災害への対策を総合的かつ計画的に推進し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するための計画です。	危機管理室
新市建設計画	平成16年度	平成17年度 ～平成32年度	旧合併特例法に基づき、熊谷市、大里町、妻沼町の合併により誕生した新市のまちづくりの基本方針と、この方針に基づいた総合的、計画的な施策項目を定めた計画です。	企画課
新市基本計画	平成18年度	平成19年度 ～平成32年度	合併特例法に基づき、江南町との合併後の基本方針を定めたもので、新市建設計画を補筆・修正した計画です。	企画課
熊谷市地域公共交通網形成計画	平成27年度	平成28年度 ～平成34年度	平成19年10月に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、熊谷市における公共交通を総合的かつ一体的に推進することの基本的方針や目標、実施すべき事業などを明らかにするための計画です。	企画課
熊谷市人口ビジョン・総合戦略	平成27年度	平成27年度 ～平成31年度	平成26年9月制定の「まち・ひと・しごと創生法」、同12月閣議決定「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づいて、熊谷市の人口の将来展望を示すとともに、人口減少対策に特化した取組を定めた計画です。	企画課
熊谷市行政改革大綱	平成25年度 (平成30年度)	平成25年度 ～平成29年度 (平成30年度 ～平成34年度)	より効率的・効果的な行財政運営を推進するための計画です。	行政改革推進室
熊谷市公共施設アセットマネジメント基本方針	平成26年度	平成27年度 ～平成66年度	人口減・税収減の進行を想定した公共施設の更新費用推計に基づき、施設の更新、統廃合等に関し、長期的かつ基本的な取組方針を定めるものです(国が策定を要請した「公共施設等総合管理計画」に相当します。)。	行政改革推進室
熊谷市公共施設アセットマネジメント基本計画	平成29年度	平成29年度 ～平成66年度	上記の基本方針の内容を踏まえ、アセットマネジメント推進のために必要な具体的な基準、枠組み等を定めた計画です。	行政改革推進室
熊谷市情報化推進計画 e-くまがやICT推進プラン2	平成25年度 (平成30年度)	平成26年度 ～平成30年度 (平成31年度 ～平成35年度)	市民サービス向上や行政事務高度化の推進などについて、情報化の視点から見た具体的な施策を示した計画です。	情報政策課
熊谷市スポーツ推進計画	平成29年度	平成30年度 ～平成39年度	「スポーツ熱中、いきいき熊谷」を基本理念とし、スポーツを活用した活力あるまちづくりを推進するとともに、スポーツを通じた新しい価値を創造し、地域社会へ貢献していくための取組を定めた計画です。	スポーツ観光課
女性活躍推進のための熊谷市特定事業主行動計画(第1期)	平成28年度	平成28年度 ～平成32年度	女性活躍推進法に基づき、女性の登用の拡大や職員のワーク・ライフ・バランスの推進を目的とした法定計画です。	職員課
次世代育成のための熊谷市特定事業主行動計画(第3期)	平成27年度	平成27年度 ～平成31年度	次世代育成支援対策推進法に基づき、仕事と子育ての両立支援や職場における働き方の見直しの推進等を目的とした法定計画です。	職員課
熊谷市空家等対策計画	平成29年度	平成30年度 ～平成34年度	空家等対策の推進に関する特別措置法第6条の規定に基づく計画で、空家等の対策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。	安心安全課
熊谷市男女共同参画推進計画	平成20年度 (平成30年度)	平成21年度 ～平成30年度 (平成31年度 ～平成40年度)	男女共同参画社会の実現を目指し、本市の各分野にわたる関連施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。	男女共同参画室
健康熊谷21	平成26年度	平成26年度 ～平成35年度	市民一人ひとりがいつまでも健康を実感しながら、生き生きとした生活を送ることができる、健康長寿熊谷の実現に向けた基本方針を示した計画です。	健康づくり課
熊谷市第3次健康増進計画	平成29年度	平成29年度 ～平成31年度	市民の健康寿命の延伸を目的に、「だれもが安心して健康に暮らせるまちくまがや」の実現に向けた施策を推進するための計画です。	健康づくり課

計画の名称	策定年度 (見直し予定年度)	計画の期間 (見直し後の計画期間)	計画の概要	所管
熊谷市新型インフルエンザ等対策行動計画	平成26年度		新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置等を示した計画です。	健康づくり課
第2次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画	平成25年度 (平成30年度)	平成26年度 ～平成30年度 (平成31年度 ～平成35年度)	全ての市民が地域で共に支えあいながら、自立した生活を送ることができるように、地域福祉の推進を目指す計画です。	生活福祉課
熊谷市高齢社会対策基本計画	平成29年度	平成30年度 ～平成32年度	高齢社会の将来像「いきいきあんしん元気で長寿のまちくまがや」の実現に向けた施策を推進するための計画です。	長寿いきがい課
熊谷市障がい者計画	平成28年度 (平成32年度)	平成29年度 ～平成32年度 (平成33年度 ～平成35年度)	障害のある人もない人も、誰もが個人として等しく尊重されるとともに支え合いながら、いきいきと暮らし続けられる共生社会の実現を目指した取り組むべき障害者施策の基本的な考え方を定めた計画です。	障害福祉課
熊谷市障害福祉計画	平成29年度 (平成32年度)	平成30年度 ～平成32年度 (平成33年度 ～平成35年度)	「熊谷市障がい者計画」のもと、障害者が自立した日常生活・社会生活を営むため、生活支援に向けた実施計画として、障害福祉サービスを確保し、計画的に提供するために見込み量について定めた計画です。	障害福祉課
熊谷市子ども・子育て支援事業計画	平成26年度	平成27年度 ～平成31年度	未来を担う子ども・青少年が夢と希望を持ち、生き生きと輝きながら成長できるよう、子ども・青少年に関する事業を推進するとともに、幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的として定めた計画です。	こども課
熊谷市環境基本計画	平成29年度	平成30年度 ～平成39年度	環境の保全及び創造について総合的な施策を示し、熊谷市環境基本条例の基本理念と総合振興計画の将来都市像を環境面から実現するための計画です。	環境政策課
熊谷市地球温暖化対策実行計画	平成26年度	平成27年度 ～平成32年度	地球温暖化を防止するため、市内の家庭や事業所等から排出される温室効果ガス排出量の削減目標やその達成に向けた施策を示した計画です。	環境政策課
熊谷市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	平成20年度 (平成30年度)	平成21年度 ～平成30年度 (平成31年度 ～平成40年度)	廃棄物の排出を抑制するとともに、適正な分別・収集運搬及び資源の有効な利用の確保等を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るための計画です。	環境推進課
熊谷市生活排水処理基本計画	平成21年度 (平成32年度)	平成22年度 ～平成37年度 (平成33年度 ～平成37年度)	水質汚濁の主要な原因である生活排水を、効率的に処理していくための計画です。	環境推進課
熊谷市農業振興地域整備計画	平成19年度		優良な農地を保全・確保するとともに、農業振興のための施策を計画的に推進・実施するため、市が定める総合的な農業振興の計画です。	農業振興課
熊谷市森林整備計画	平成29年度	平成30年度 ～平成39年度	森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、地域の森林・林業の特徴をふまえた森林整備の基本的な考え方や森林施業の標準的な方法を定めた計画です。	農業振興課
熊谷市人・農地プラン	平成27年度 (毎年度見直し)		集落・地域において中心となる経営体(個人、法人及び集落営農)の確保や地域の中心となる経営体への農地集積を促すことにより、農業の競争力・体質強化を図り、持続可能な力強い農業構造を実現するための計画です。	農業振興課
熊谷市酪農・肉用牛生産近代化計画	平成28年度	平成27年度 ～平成37年度	本市における酪農及び肉用牛生産の役割・機能を明確にし、産業としての持続性を確保するための中長期的な目標として、生産量、飼養頭数、経営方針の指標等を定めた計画です。	農業振興課
熊谷市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	平成26年度		農業経営基盤の強化の促進に関する目標や農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標等を定めた計画です。	農業振興課
熊谷市地産地消促進計画	平成27年度		地産地消をこれまで以上に促進するため、消費者、生産者、食品関連事業者や関連機関・団体等が連携し協働で取り組むための行動指針として定めた計画です。	農業振興課
熊谷市農業集落排水事業経営戦略	平成28年度	平成29年度 ～平成38年度	公営企業である農業集落排水事業が将来にわたり安定的に事業を継続していくための経営方針等を定めた中長期的な計画です。	農地整備課

計画の名称	策定年度（見直し予定年度）	計画の期間（見直し後の計画期間）	計画の概要	所管
田園環境整備マスタープラン	平成27年度		環境との調和に配慮した農業農村整備事業実施のための、農村地域の環境保全に関する基本計画です。	農地整備課
熊谷市景観計画	平成20年度		熊谷らしい景観の形成を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方、方針及び基準、実現方策等を示す計画です。	都市計画課
聖天山周辺地区景観まちづくり整備計画	平成25年度		歓喜院聖天堂の国宝指定に伴い「妻沼聖天山周辺歴史景観誘導地区」の景観整備を図るため、地元住民の意見を反映した具体的な施策を示す計画です。	都市計画課
熊谷市バリアフリー基本構想	平成25年度	平成26年度～平成32年度	ユニバーサルデザインのまちづくりを計画的に進めるため、国が定める基本方針に基づき、駅等を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区における、バリアフリー化のための方針、事業等を定める計画です。	都市計画課
熊谷市都市環境改善基本計画「エコまちづくり熊谷」	平成22年度		「環境への負荷が少ない、ひと中心のまちづくり」を推進していくため、主に、中心市街地における交通の改善、暑さ対策、緑化などの施策を中心とした計画です。	都市計画課
熊谷市都市計画マスタープラン（旧熊谷市）	平成16年度	平成16年度～平成35年度	都市計画法第18条の2に基づき、上位計画や関連計画の内容を踏まえ、熊谷市の今後の都市づくりの基本的な方針として定めるものです（旧熊谷市）。	都市計画課
妻沼町都市計画マスタープラン	平成12年度	平成13年～平成33年	都市計画法第18条の2に基づき、上位計画や関連計画の内容を踏まえ、熊谷市の今後の都市づくりの基本的な方針として定めるものです（旧妻沼町）。	都市計画課
改定熊谷市建築物耐震改修促進計画	平成28年度	平成28年度～平成32年度	地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、財産を守るため、住宅・建築物の耐震改修を促進し、安全なまちをつくるための計画です。	建築審査課
熊谷市緑の基本計画	平成27年度	平成28年度～平成32年度	緑の保全や緑化の推進に関する施策の目標と、実現化策を定める総合的な計画です。	公園緑地課
熊谷市営住宅等長寿命化計画	平成21年度	平成22年度～平成32年度	現在ある市営住宅ストックを適切に維持管理することにより、市営住宅の有効利用を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減を目指すための計画です。	営繕課
熊谷市水道事業アセットマネジメント計画	平成29年度		持続可能な水道事業を実現していくため、アセットマネジメントの手法を活用した水道施設長期更新計画です。	工務課
熊谷市水道事業ビジョン	平成29年度	平成30年度～平成44年度	熊谷市の特性などを踏まえ、今後の本市の水道事業の在り方について目指すべき方向性を示すものです。	工務課
熊谷市水道事業基本計画	平成29年度	平成30年度～平成44年度	「安全でおいしい水道水」を安定供給するために効率的な事業運営、及び施設・設備の整備や更新の事業計画を示す中長期的な計画です。	工務課
熊谷市水道施設耐震化計画	平成29年度	平成30年度～平成44年度	施設の耐震性能評価や管路の被害想定を行って、住民生活に与える影響を考慮した水道の復旧期間、応急給水拠点の配置、応急給水量などの目標を設定するものです。	工務課
熊谷市水道事業経営戦略	平成29年度	平成30年度～平成44年度	水道事業の経営の更なる健全化のため、必要な現状把握、分析及び将来予測を行うとともに、事業及び経営の目標を設定し、適正な料金による経営及び投資の合理化を図る中長期的な経営の基本計画です。	営業課
熊谷市教育振興基本計画	平成29年度	平成30年度～平成34年度	地域に根ざした教育・文化のまちを目指し、子どもたちの生きる力をはぐくみ、知・徳・体のバランスのとれた教育を学校・家庭・地域が一体となって推進するための計画です。	学校教育課
熊谷市子ども読書活動推進計画	平成28年度	平成29年度～平成33年度	子どもが読書に親しむ機会の提供及び諸条件の整備・充実を図ることにより、次代を担う心豊かな子どもを育成することを目的とする計画です。本市の子ども読書活動に係る施策を総合的に推進するための指針として策定します。	熊谷図書館

※　平成30年3月31日時点で策定している計画を掲載しています。
※　計画の期間を定めていない計画は、空欄としています。

子どもたちの笑顔があふれるまち　熊谷

～輝く未来へトライ～

第2次熊谷市総合振興計画

平成 30 年 3 月
発　行／熊谷市
企画・編集／熊谷市総合政策部企画課
印　刷／ランドブレイン株式会社